

改 正 案	現 行
（地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準） 第二条 地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。 一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、<u>街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること</u>。 二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、<u>近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること</u>。 三 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、<u>徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準として定めること</u>。 2 略 四 略	（地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準） 第二条 地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。 一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、<u>誘致距離の標準を二百五十メートルとして配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること</u>。 二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、<u>誘致距離の標準を五百メートルとして配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること</u>。 三 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、<u>誘致距離の標準を一キロメートルとして配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準として定めること</u>。 2 略 四 略

(国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準)

第三条 都市公園法(以下「法」という。)(第三条第二項の政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準	配置	規模	位置及び区域の選定
	災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園	大規模な災害により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある区域として国土交通省令で定める都道府県の区域ごとに一箇所配置すること。	災害時において物資の調達、配分及び輸送その他の広域的な災害救援活動を行うのに必要な規模以上とすること。	災害時における物資の調達及び輸送の利便性を勘案して、広域的な災害救援活動の拠点としての機能を効率的に発揮する上で適切な土地の区域とすること。
公園	国が設置するその他の都市公園	一般の交通機関による到達距離が二百キロメートルを超えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して配置すること。	おおむね三百ヘクタール以上とすること。	できるだけ良好な自然的条件を有する土地又は歴史的意義を有する土地を含む土地の区域とすること。

(国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準)

第三条 都市公園法(以下「法」という。)(第三条第二項の政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 一般の交通機関による到達距離が二百キロメートルを超えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して配置すること。
- 二 敷地面積は、おおむね三百ヘクタール以上とすること。
- 三 位置及び区域は、できるだけ良好な自然的条件を有する土地又は歴史的意義を有する土地を含む土地の区域について選定すること。
- 四 公園施設の整備に当たっては、良好な自然的条件又は歴史的意義を有する土地が有効に利用されるように配慮し、当該都市公園の誘致区域内にある他の都市公園の公園施設の整備状況を勘案して、多様なレクリエーションの需要に応ずることができるようにすること。

公園施設の整備	広域的な災害救援活動の拠点としての機能を適切に發揮するため、広場、備蓄倉庫その他必要な公園施設を、大規模な地震に対する耐震性を有するものとして整備すること。	良好な自然的条件又は歴史的意義を有する土地が有効に利用されるように配慮し、当該都市公園の誘致区域内にある他の都市公園の公園施設の整備状況を勘案して、多様なレクリエーションの需要に応ずることができるように公園施設を整備すること。
(公園施設の種類) 第四条 略		
2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。	一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの	
二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設	法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。	
一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの	3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣り場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するものとする。	
2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するものとする。	(公園施設の種類) 第四条 略	

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設 4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。 一 野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物	二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設 5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。 一 植物園、温室、分区分園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置
4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物とする。	5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、植物園、温室、分区分園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの並びに古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものとする。

に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設

6・7 略

8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

(占有物件)

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 九 略

十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

(占有の期間)

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げるところによる。

一・二 略

三 法第七条第五号並びに第十二条第九号及び第十号に掲げるものについては、六月

6・7 略

8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに災害時において避難地又は避難路となる都市公園(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。)にあつては、食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

(占有物件)

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 九 略

(占有の期間)

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げるところによる。

一・二 略

三 法第七条第五号及び第十二条第九号に掲げるものについては、六月

四略

（占用に関する基準）

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

一八略

九 第十二条第十号に掲げる仮設の施設（建築物に限る。）を設ける場

合においては、占用することができる都市公園は〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

十略

（都市公園に関する費用の補助額）

第二十五条 法第十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

一三略

四 遊戯施設のうち、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの

五 運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第四条第四項第二号に掲げる運動施設を除く。）

六八略

四略

（占用に関する基準）

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところに寄らなければならない。

一八略

九 第十二条第十号に掲げる仮設の施設（建築物に限る。）を設ける場

九略

（都市公園に関する費用の補助額）

第二十五条 法第十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

一三略

四 遊戯施設のうち、ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの

五 運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物を除く。）

六八略

九 第四条第八項に掲げる施設のうち、展望台又は同項に規定する備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設（避難地又は避難路となる都市公園（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。）に設けられるものに限る。）

附 則

（国が設置する都市公園の配置の暫定措置）

4 国が設置する法第二条第一項第二号イの都市公園の配置の基準については、当分の間、第三条の表配置の項中、「大規模な災害により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある区域として国土交通省令で定める都道府県の区域ごと」に「とあるのは「埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域に」と、「一般の交通機関による到達距離が二百キロメートルを超えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して」とあるのは「国土交通省令で定める都府県の区域及び道の区域ごと」に一箇所」とする。

九 第四条第八項に掲げる施設のうち、展望台又は同項に規定する備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設

附 則

（国が設置する都市公園の配置の暫定措置）

4 国が設置する法第二条第一項第二号イの都市公園の配置の基準については、当分の間、第三条第一号中、「一般の交通機関による到達距離が二百キロメートルを超えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して」とあるのは、「国土交通省令で定める都府県の区域及び道の区域ごと」に一箇所」とする。